

# 平成30年8月から 70～74歳の人の 自己負担限度額が変わります

制度の持続可能性を高めるため、それぞれの所得に応じた負担になるように自己負担限度額が次のとおり変更されます。

## 「高額療養費制度」とは

1か月間（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとから払い戻される制度です。

自己負担限度額は、世帯ごとに所得に応じて決まります。

## 平成30年7月受診分までの自己負担限度額（月額）

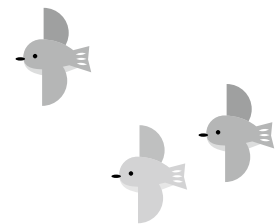
区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者 (窓口負担が3割の方)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降※ 44,400円>
一般	14,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 <4回目以降※ 44,400円>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



今回の改正では、「現役並み所得者」「一般」の自己負担限度額が引き上げられます。  
「低所得Ⅰ・Ⅱ」および70歳未満の加入者のみの世帯は変更ありません。

## 平成30年8月受診分からの自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得が690万円以上の方)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降※ 140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降※ 93,000円>	
現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降※ 44,400円>	
一般 (住民税課税所得が145万円未満等の方)	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 <4回目以降※ 44,400円>
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



※ 4回目以降…過去12か月以内に、自己負担限度額以上の医療費を支払った月が4回以上ある場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。なお、平成30年4月から県も国民健康保険の保険者となることにより、同一県内の転居で、転居後も同じ世帯であれば、該当回数を通算できるようになりました。